預け金	399	未払費用	249
有価証券	7,316	預り金	20
仮払金	5	仮受金	0
前払費用	2	**（固定負債）**	
未収収益	38	退職給与引当金	202
未収金	0	**（負債合計）**	**439,635**
（固定資産）	**157,120**	**（資本金）**	**455**
資金援助事業資産	23,461	政府出資金	150
買取資産	31,156	日本銀行出資金	150
貸倒引当金	△ 7,694	民間出資金	155
協定承継銀行事業資産		**（欠損金）**	**△ 273,260**
協定承継銀行株式	4,170	繰越欠損金	△ 910,502
協定銀行事業資産	129,000	当期未処分利益	637,241
協定銀行株式	12,000	**（純資産合計）**	**△ 272,805**
協定銀行貸付金	117,000		
有形固定資産	223		
建物	182		
工具・器具・備品	41		
無形固定資産	2		
投資その他の資産			
敷金・保証金	262		
資産合計	**166,829**	**負債・純資産合計**	**166,829**

㈱　各計数は、単位未満切捨て。

損益計算書

（自平成21年４月１日　至平成22年３月31日）

（単位：百万円）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
（経常費用）	**63,274**	**（経常収益）**	**700,516**
資金援助事業費	434	保険料収入	
金銭贈与	96	保険料	641,157
買取資産損	314	資金援助事業収入	0
管理回収業務委託費	23	買取資産収入	0
過年度保険料払戻金	2	買取資産益	0
国庫納付金	46,045	協定銀行事業収入	48,905
一般管理費	6,001	協定銀行貸付金利息収入	477
貸倒引当金繰入	7,694	協定銀行納付金収入	48,428
事業外費用	3,095	協定承継銀行負担金収入	32
借入金利息	1,057	金銭贈与返納金	1,049
機構債利息	2,034	貸倒引当金戻入	9,304
機構債事務費	3	事業外収益	65
（特別損失）			
固定資産除却損	0		
（当期利益金）	**637,241**		
合計	**700,516**	**合計**	**700,516**

㈱１．当期利益金637,241百万円は、預金保険法施行規則（昭和46年大蔵省令第28号）第15条第１項の規定により、繰越欠損金を減額して整理する。

２．各計数は、単位未満切捨て。

○重要な会計方針等

１．有価証券の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法によっている。

２．固定資産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

資金援助事業資産　22百万円

有形固定資産　299百万円

３．引当金の計上基準

⑴　貸倒引当金

破産、民事再生等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上している。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上している。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき計上している。

⑵　退職給与引当金

役職員の退職金の支給に備えるため、期末要支給額を基準として計上している。

４．その他財務諸表作成のための重要な事項

⑴　消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

⑵　機構債発行差額の償却方法

機構債発行差額は、預金保険機構債の償還期間にわたって定額法により償却している。

⑶　収益・費用の計上基準

発生主義によっている。

⑷　その他

預金保険法（昭和46年法律第34号。以下「法」という。）附則第７条の規定による協定銀行からの納付金について、協定銀行である整理回収機構から、決算に基づく平成21年度納付金納付申告書の提出を平成22年６月２日に受けた。整理回収機構では、平成21事業年度で費用処理されているが、当機構では会計規程第４条第２項の規定に基づき翌事業年度の収益となる。

これにより、翌事業年度の損益に与える影響額は、33,129百万円の見込みである。